

歳末特別警戒

別海消防団(署)では、下記日程で歳末特別警戒を実施します。
あわただしい年の瀬、火に対する注意がおろそかになりがち
ですので、火の元点検を心掛け、明るい新年を迎えましょう。

歳末特別警戒

- 期間** 12月24日(日)から30日(土)までの7日間
- 時間** 午後6時から午後9時の間
- 内容** 消防団員(消防車)による防火パトロール

消防署から

防火のポイント

- ストーブの上や近くに洗濯物を干すのは絶対にやめましょう。
- 石炭、まきストーブの燃えかすや灰の処理を確実にしましょう。
- ガスコンロの消し忘れに注意しましょう。
- 投光器を家畜の暖房に使用することはやめましょう。

問合せ/別海消防署予防課 TEL75-2200

総務課から

平成30年度 別海町職員採用試験実施のお知らせ

1 試験区分、受験資格および採用予定人数

	試験区分	受 験 資 格	採用予定人数
1	一般事務職	以下の条件をすべて満たす方 ・昭和59年4月2日以降生まれの方で、学校教育法による高校卒業以上の学歴を有する方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方で、自力により通勤ができ、介護者なしに職務の遂行が可能な方、かつ、活字印刷文による出題に対応できる方	若干名
2	社会福祉士	昭和55年4月2日以降生まれの方で、社会福祉士資格を有する方(採用時まで取得見込みの方も含む)	1名
3	介護員	平成7年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で、介護福祉士資格を有する方(採用時まで取得見込みの方も含む)	1名
4	理学療法士 作業療法士	昭和63年4月2日以降生まれの方で、理学療法士または作業療法士資格を有する方(採用時まで取得見込みの方も含む)	若干名
5	看護師	昭和63年4月2日以降生まれの方で、看護師資格を有する方(採用時まで取得見込みの方も含む)	若干名

※日本の国籍を有しない方または地方公務員法第16条の各号いずれかに該当する方は受験できません。

2 採用予定日 平成30年4月1日

3 試験日および試験内容等

	試験区分	試 験 内 容	受付期限	試験日	試験会場
1	一般事務職	教養試験、作文試験、適性検査および面接試験	12月12日		
2	社会福祉士			12月19日	
3	介護員	適性検査および面接試験			
4	理学療法士 作業療法士		12月15日		
5	看護師	面接試験		12月27日	

4 申 込 先

別海町役場総務部総務課人事厚生担当
〒086-0205 別海町別海常盤町280番地 TEL75-2111 (内線2114)

5 提出書類

- ・一般事務職に応募の方は、指定履歴書(写真貼付)、最終学歴の卒業証明書および身体障害者手帳の写しを提出してください
 - ・一般事務職以外の職種に応募の方は、指定履歴書(写真貼付)および資格証明書の写しを提出してください
- ※指定履歴書がありますので、役場総務課にお問い合わせください。(町ホームページからダウンロードも可能です。)

詳細、ご不明な点は総務課人事厚生担当までお問い合わせください。



マイナンバーの「情報連携」が始まりました

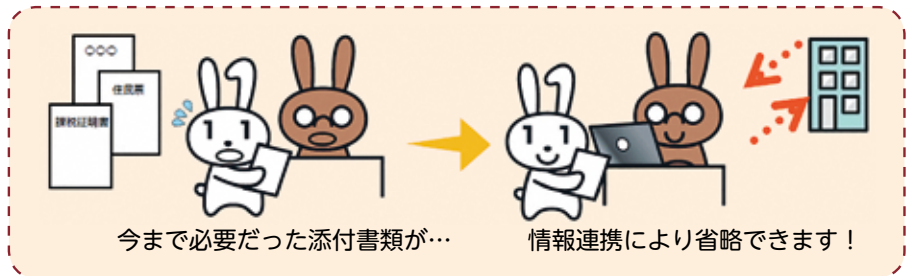
11月13日から、マイナンバー制度の「情報連携」が始まりました。

情報連携とは、マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを使って、異なる行政機関の間で、情報のやり取りをすることです。

各種手続きの際にマイナンバーを申請書等に記載することで、今まで役場等に提出する必要があった添付書類を省略できるようになりました。

情報連携ではマイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行うなど、不正利用や情報漏えいへの対策が講じられています。

※事務によっては、引き続き添付書類の提出をお願いする場合がありますので、事務手続きの際には、各担当へ必ずご確認ください。



税務課から

町税徴収強化について

町税一斉催告に対して納税や相談のない方については、適宜滞納処分を執行しています。

また、納税相談がない、または誓約が守られていない場合についても、税負担の公平性の確保のため、預貯金、給与、自動車などの調査や差押えを引き続き執行していきます。

年度末に向けてこれらの取り組みは一層強化されますので、ご承知ください。

本年度の 債権調査・差押件数

■債権の調査	4,300件
■債権の差押	71件
(平成29年10月末現在)	

問合せ／収納対策担当
(内線1115・1116)
FAX 75-2773

納期限を過ぎた時点で滞納税となります

防災交通課から



飲酒運転根絶を 目指しましょう

12月はお酒を飲む機会が増える時期です。

車を使用する際は、お酒を勧められても絶対に断りましょう。または、ハンドルキーパーを決め、送迎を依頼することも大切です。

また、飲酒運転は運転者だけではなく、周囲の人にも厳しい罰則が設けられています。

「飲酒運転をしない、させない、許さない」を合言葉に、飲酒運転根絶を目指しましょう。

飲酒運転の罰則例

■酒酔い運転

5年以下の懲役、または100万円以下の罰金

■酒気帯び運転

3年以下の懲役、または50万円以下の罰金

**車両提供者は運転者と同じ
処罰になります**

問合せ／防災交通担当 (内線2117)